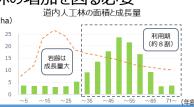
北海道森林吸収源対策推進計画(案)について

計画期間

R4(2022)~R12(2030)

現状と課題

- ○本道は全国一豊かな森林資源に恵まれる一方、人工林の高 齢化により、現状のまま推移すると、森林吸収量は大幅に減少
- ○吸収量算定の対象となっていない民有林の人工林が23万ha 存在、間伐などの実施により対象森林の増加を図る必要
- ○国では木材利用による炭素固定量 (HWP) の算定方法を示していな いことから、道独自の算定が必要



計画の基本的な考え方と目標等

【計画の基本的な考え方】

道の優位性やこれまでの先駆的な取組を最大限に活かし、吸収量の維持・増加につながる道独自の対策を重点的に

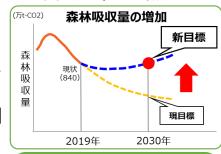
進め、我が国の脱炭素化を 牽引するゼロカーボン北海道の 実現に向けた森林づくりを推進

【めざす姿】

森林吸収量の一層の増加を図り、国の対策を先導

現目標(2030年) 480万t-CO₂





新目標(2030年) **850**万t-CO2

(うちHWP 28万t-CO2)

計画の展開方向

1 活力ある森林づくり

- ○計画的な森林の整備
 - ・植林の省力化や低コスト化による植林面積の増加を図り、 積極的な森林の若返りを推進
 - ・新たな苗木の生産技術の普及や採種園の整備により、 二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木を増産
- ○森林吸収量の算定対象森林の確保
- ・森林環境譲与税などを活用した間伐などの促進により、 算定対象森林の増加を図る

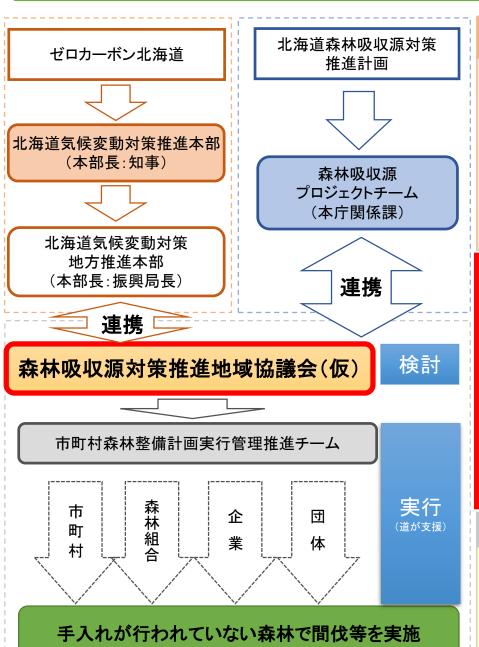
2 道産木材の利用促進

- ○長期間炭素を固定する木材 利用の促進
- ・HOKKAIDO WOODの ブランド力の強化により、 幅広い分野で 道産木材の利用を促進
- ○木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- ・ボイラー等の導入による 利用促進や 原料の安定供給体制の構築

3 企業等と連携した 森林づくり

- ○木育マイスターや企業等 による木育活動の推進
 - ・企業等に対する 森林づくりへの働きかけ や、道有林における オフセット・クレジットの 販売促進などを通じ、 森林づくりへの 幅広い参画を促す

森林吸収量増加に向けた森林経営対象森林率(FM率)拡大の取組



北海道気候変動対策 推進本部

- 〇「ゼロカーボン北海道」実現に 向け、庁内関係部局が連携し た取組の推進
- ○地域の実情に合わせた取組 を振興局内関係者が機動的に 連携して進める (地方推進本部)

森林吸収源 プロジェクトチーム

- 〇非FM林や造林未済地の情報 リスト化、現状分析
- 〇森林整備につなげる方法を検 討(譲与税事業のメニュー、要 領等)
- 〇市町村ごとの二酸化炭素吸収 量(参考値)算出
- 単(シラに) 昇山 ○道有林での積極的な間伐の 実施や国有林への森林整備の 働きかけ

森林吸収源対策推進地域協議会(仮)

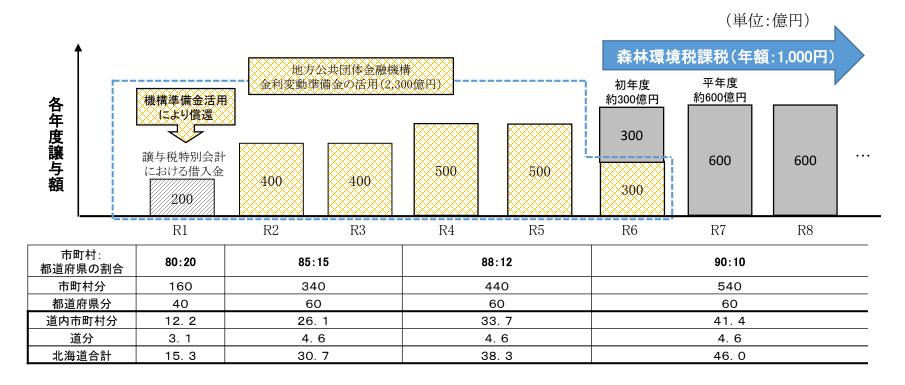
- 〇市町村ごとの非FM林や造林未済地のリスト、森林環境 譲与税を活用した先進的な取組事例など情報の共有
- 〇地域の実情に合わせ、森林環境譲与税などを活用した 森林整備の実施を支援
- 〇各市町村の森林吸収量等の情報提供を行い、市町村に おけるゼロカーボン推進を支援
- 〇道産木材の利用促進や企業等と連携した森林づくりに 係る協議会との連携(情報の共有など)

市町村森林整備計画実行管理推進チーム

- 〇意向調査で回答があった3万haを優先的に、森林経営計画や経 営管理権集積計画を策定し、森林整備につなげられるよう支援
- 〇譲与税を活用した新規の森林整備事業等を創設できるよう支援
- 〇「地方公共団体実行計画」に森林吸収源対策の実施目標を定められるように支援

森林環境譲与税の譲与額と譲与基準等について

- 〇森林環境税及び森林環境譲与税は、関係者による長年の働きかけもあり、平成30年度の税制改正の大綱で制度創設を閣議決定
- 〇令和6年度からの税徴収(一人あたり1000円)に先立ち、令和元年度から市町村及び都道府県に譲与開始 (譲与基準は私有林人工林面積(5)、林業就業者数(2)、人口(3)の割合)
- 〇制度創設にあたり、国会附帯決議で「<u>使途及び効果を検証し</u>つつ、譲与税の使途や譲与基準を始め、<u>所用の見直しを行う</u>」こととされた
- ●令和4年1月末に、「適切な使途が見いだされないことから森林環境譲与税の54%が基金に積み立てられたまま」との報道
- ●自民党PTでは活用促進策や配分基準のあり方について検討することとなり、国では令和6年度の徴収前に制度の検証を行う見込み



市町村分

50%: 私有林人工林面積(※次の林野率による補正)

20%: 林業就業者数

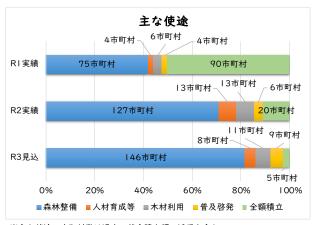
30%: 人口

都道府県分 ——	- 市町村と同じ其準

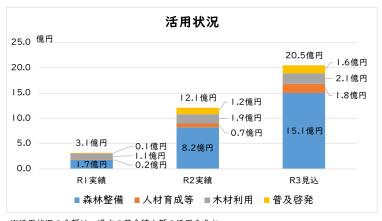
林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1. 5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

森林環境譲与税の使途調査結果

- ○制度開始以来、森林整備及びその促進の取組が増加し、ほぼ全ての市町村が実施
- ○主な使途としては、森林整備(146市町村)、森林整備の促進(28市町村)
- ○森林整備に活用する譲与税額はR1比約9倍に増加など活用が進むが、依然、基金積立4割



※主な使途の市町村数は過去の基金積立額の活用を含む



※活用状況の金額は、過去の基金積立額の活用を含む

